

鹿屋市告示第 157 号

鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱（平成20年鹿屋市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本市に住所を有している者であつて、」を「、」に改め、同項ただし書を削る。

第5条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該自己負担金を免除することができる。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第4号の規定により自己負担金の免除を受けようとする者は、市長が別に定める書類を添えて申請しなければならない。

別表長寿健康診査の項対象者の欄中「後期」の前に「本市に住所を有している」を加え、同表健康診査（一般健康診査）の項対象者の欄中「なる者」の次に「であつて本市に住所を有しているもの」を加え、同項の次に次のように加える。

若者健診	各健康診査の必須項目及び詳細健診項目又は市が定める追加健診項目	本市に住所を有している20歳以上30歳未満の国民健康保険の被保険者
30歳代健診	各健康診査の必須項目及び詳細健診項目又は市が定める追加健診項目	本市に住所を有している30歳以上40歳未満の者

別表肝炎ウイルス検診の項対象者の欄及び同表胃がん検診の項対象者の欄中「40歳」の前に「本市に住所を有している」を加え、同表肺がん検診の項検診項目の欄中「、」を「及び」に改め、「及び喀痰細胞診」を削り、同項対象者の欄、同表大腸がん検診の項対象者の欄及び同表乳がん検診の項対象者の欄中「40歳」の前に「本市に住所を有している」を加え、同表子宮がん検診の項対象者の欄中「20歳」の前に「本市に住所を有している」を加え、同表前立腺がん検診の項対象者の欄、同表骨粗しょう症検診の項対象者の欄及び同表腹部超音波検診の項対象者の欄中「40歳」の前に「本市に住所を有している」を加え、同表歯周疾患検診の項対象者

の欄中「20歳」の前に「本市に住所を有している」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。